

平成25年5月30日

平成25年第4回
宮代町議会定例会議案書
(追加議案書)

議案番号	件名	頁
議案第40号	宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1

議案第40号

宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年5月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

行政組織の改編に伴い、宮代町下水道事業の事務所の位置を変更したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町下水道施設の設置に関する条例の一部改正する条例

宮代町下水道施設の設置に関する条例（平成5年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号」を「埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東51番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宮代町下水道施設の設置に関する条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。